

熊本県建築課からのお知らせ

●やさしいまちづくり条例事前協議制度

誰もが使いやすく、より良い建築物とするために、「バリアフリー法」や「やさしいまちづくり条例」に定められた基準に沿って建築等が行われるよう、「事前協議制度」を設けています。

この制度は、基本的な計画を策定した時点で所管行政庁に提出いただくことで、建築主等への確指・助言を行うためのものです。遅くとも建築確認申請の前までには、所管行政庁へ事前協議書等を提出してください。

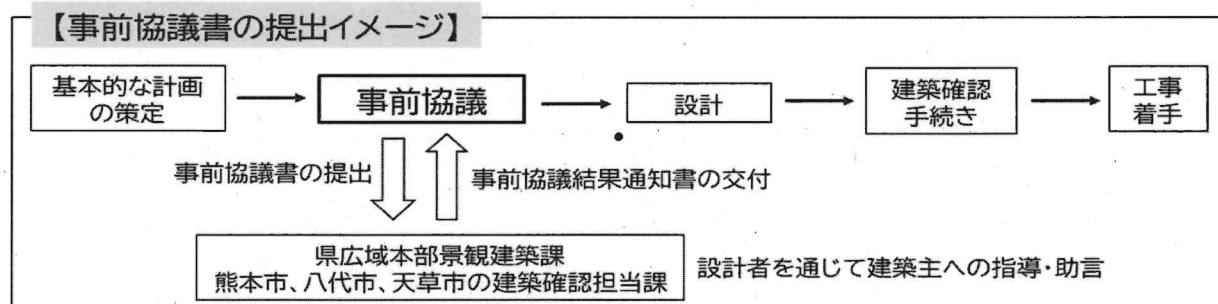
所管行政庁(受付窓口)

下記3市以外	各広域本部景観建築課
熊本市	建築審査室
八代市	建築指導課
天草市	建築課

事前協議制度詳細 熊本県HP



【事前協議書の提出イメージ】



●バリアフリー基準の改正

今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(以下「劇場等」という。)の客席」のバリアフリー基準について、所要の基準が見直されます。(令和7年6月1日施行)

国土交通省からのお知らせ



見直される基準

- ・車椅子使用者用トイレの設置数
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置数
- ・車椅子使用者用客席の設置数

詳細は国土交通省HPをご参照ください。

建築物 バリアフリー 検索



- 1 車椅子使用者用トイレの設置数
- 2 車椅子使用者用駐車施設の設置数
- 3 車椅子使用者用客席の設置数